

青森県報

第八百六十五号

令和七年
一月二十日
(月曜日)

目次

告示

- 認知症行方不明者等実態把握調査……………(高齢福祉課) ……一
- 保安林の指定解除……………(林政課) ……二

公告

- 農用地利用集積等促進計画の認可……………(構造成策課) ……二
- 県営土地改良事業計画の変更の決定……………(農村整備課) ……三
- 都市計画の変更案の縦覧……………(都市計画課) ……三
- 右 同……………(同) ……三

選挙管理委員会

- 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……四
- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……四
- 政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……五
- 政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表……………(同) ……五
- 政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出……………(同) ……五

告示

青森県告示第十八号

認知症行方不明者等実態把握調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例

(平成二十一年三月青森県条例第十二号) 第三条の規定により告示する。

令和七年一月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 調査の目的

青森県における、認知症やその疑いによる行方不明事案の実態を明らかにし、地域での見守り体制の構築・強化に係る検討の参考とすることを目的とする。

二 調査対象の範囲

1 地域的範囲

青森県全域

2 属性的範囲

認知症又は認知症の疑いがある者の家族、もしくは家族等から了承を得た介護支援専門員及び施設職員等

三 報告を求める事項及びその基準となる期間

1 報告を求める事項は次に掲げる事項とする。

(一) 認知症又は認知症の疑いがある者の基本的属性(居住市町村、性別、その他)

(二) 行方不明になったケースの有無と回数

(三) 行方不明になった時の状況(年齢、時期、場所、移動手段、その他)

(四) 行方不明発生から発見に至るまでの経緯(発生認識時の連絡先、行方不明届の提出有無、捜索者、発見までの期間、発見場所、発見者、その他)

(五) 市町村の事前登録制度への登録の有無

(六) 行方不明の予防に係る対策の有無

(七) 相談窓口(地域包括支援センター)の認識と相談経験の有無

2 報告を求める基準となる期間は、令和七年一月二十七日から同年二月二十八日までとする。

四 報告を求める者

協力依頼機関(居宅介護支援事業所や地域包括支援センターなどの関係機関)が有する情報から有意抽出した五千世帯

五 報告を求めるために用いる方法

青森県が報告者に対して、協力依頼機関(関係機関)を経由し郵送等により調査

票を配布し、報告者は調査票に記入し、青森県に郵送で提出する。
六 報告を求める期間

令和七年一月二十七日から同年二月二十八日までとする。

青森県告示第十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

令和七年一月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一(一) 保安林の所在場所
- 一(二) 保安林として指定された目的
- 一(三) 保安林として指定された目的
- 二(一) 保安林の所在場所
- 二(二) 保安林として指定された目的
- 二(三) 保安林として指定された目的
- 三(一) 保安林として指定された目的
- 三(二) 保安林として指定された目的
- 三(三) 保安林として指定された目的

公 告

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和七年一月二十日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。

令和七年一月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

○農用地利用集積等促進計画

氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける土地
株式会社 花田	南津軽郡田舎館村	南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字北一本柳一四の一ほか三筆
株式会社 花田	南津軽郡田舎館村	南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字北一本柳四六ほか一筆
株式会社 花田	南津軽郡田舎館村	南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字北一本柳五〇
株式会社 花田	南津軽郡田舎館村	南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字北一本柳五一
株式会社 花田	南津軽郡田舎館村	南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字北一本柳五二ほか二筆
株式会社 花田	南津軽郡田舎館村	南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字北一本柳六〇の一
株式会社 花田	南津軽郡田舎館村	南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字福田三四の一ほか三筆
株式会社 花田	南津軽郡田舎館村	南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字北一本柳五の一ほか一九筆
株式会社 花田	南津軽郡田舎館村	南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字北一本柳六ほか三筆
株式会社 花田	南津軽郡田舎館村	三戸郡五戸町大字倉石又重字中崎八一のうち
株式会社 花田	南津軽郡田舎館村	三戸郡五戸町大字倉石又重字前田内沢九三の一六のうち

県営土地改良事業計画の変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、下北北部地区の県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業（農道整備））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があつたことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならぬこととされている。

令和七年一月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和七年一月二十一日から同年二月十日まで

三 縦覧の場所

青森県庁農村整備課ウェブページ

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、野辺地都市計画区域における道路に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり野辺地都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計

画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

令和七年一月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 都市計画の種類

野辺地都市計画区域における道路に関する都市計画（一・三・一号有戸鳥井平一ノ渡線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

なし

2 追加される土地の区域

上北郡東北町湯田平の一部ほか

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課

野辺地町建設水道課

東北町企画課

四 縦覧期間

令和七年一月二十一日から同年二月四日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、東北都市計画区域における道路に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり東北都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

令和七年一月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 都市計画の種類
 - 東北都市計画区域における道路に関する都市計画（一・三・一号上北天間林線、一・五・一号後平湯田平線、一・五・二号柳平線）
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域
 - 1 除かれる土地の区域
 - 上北郡七戸町後平の一部
 - 2 追加される土地の区域
 - 上北郡東北町湯田平の一部ほか
- 三 縦覧場所
 - 青森県土整備部都市計画課
 - 東北町企画課
 - 七戸町建設課
- 四 縦覧期間
 - 令和七年一月二十一日から同年二月四日まで
- 五 縦覧時間
 - 午前八時三十分から午後五時まで

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

令和七年一月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	町以上の区域を単位として設けられる支部	年月日出
自由民主党 青森県上北郡第二支部	木明 和人	赤石 朝美	上北郡野辺地町字赤坂六三	○	令和 六・三・三
自由民主党 青森県北津軽郡第一支部	成田 陽光	山口 貴弘	北津軽郡板柳町大字牡丹森の二	○	六・三・三

政党以外の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	年月日出
きりあの会 (高畑 紀子)	高畑 紀子	高畑 イク	八戸市大字朔日町二一	令和 六・三・七

青森県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

令和七年一月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異 月 日 動

政党以外の政治団体

立憲民主党青森県第3区総支部 (岡田 華子)	主たる事務所の所在地 弘前市大字宮川二丁目三の四	弘前市大字萱町三九の一	令和六・三・一
---------------------------	-----------------------------	-------------	---------

政治団体の名称 (代表者氏名) 岡田はなこ後援会 (岡田 華子)	異動事項	新	異 月 日 動
	代表者	岡田 華子	
公職の種類 (第一号)	国会議員関係政治団体の区分	衆議院議員	
	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	神豊	
	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体		
	令和六・〇・七		

青森県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和七年一月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党の支部

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
日本維新の会衆議院青森県第3選挙区支部	長坂 淳也	令和六・三・〇

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日

信友会	中村 友信	令和六・三・三
中村友信後援会	白浜 浩一	六・三・三
山本とめよし後援会	酒井 勝俊	六・三・六
ふくち誠後援会	福地 正治	六・三・六

青森県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和七年一月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定期
岡田 華子	衆議院議員	岡田はなこ後援会	弘前市大字福村字福富四九の一	令和六・〇・七
高畑 紀子	青森県議会議員	さきりあの会	八戸市大字朔日町二一	六・三・六

青森県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和七年一月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

中村 友信	資金管理団体の届出をした者の氏名
信友会	資金管理団体の名称
令和六・三・三	資金管理団体がなくなった年月日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一
番七七号 東奥印刷株式
会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭